

平成 18 年 12 月 27 日

各 位

西日本シティ銀行

不祥事件の発生について

この度、当行において下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的に大きな役割を担い信用を旨とするべき金融機関として、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様を始め、日頃から当行を信頼し、お取引をいただいているお客様に心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

1 - 1

当 事 者	当行瀬高支店に勤務していた営業担当の元行員（男性 32 歳）
発 生 支 店	瀬高支店（山門郡瀬高町）
発 覚 日	平成 18 年 11 月 28 日
発 生 期 間	平成 18 年 8 月～平成 18 年 11 月
被 害 金 額 等	1 0 0 万円（1 先）
被 害 弁 済	上記被害金額については、元行員が全額弁済を済ませております。
着 服 の 経 緯	投資信託の購入を口実に被害者から預金払戻請求書を預かり、預金 100 万円を着服し、自己の借入の弁済に充てておりました。

1 - 2

当 事 者	当行行橋支店に勤務していた貸付担当の元行員（男性 44 歳）
発 生 支 店	行橋支店（行橋市）・門司駅前支店（北九州市）
発 覚 日	平成 18 年 12 月 2 日
発 生 期 間	行 橋支店：平成 16 年 8 月～18 年 12 月 門司駅前支店：平成 14 年 7 月～15 年 2 月
被 害 金 額 等	着服累計金額：約 2,3 6 9 万円（13 先） 累計金額のうち約 1,3 0 1 万円は元行員が補てんしていたため、 発覚時の被害金額は約 1,0 6 8 万円（6 先）
被 害 弁 済	上記被害金額については、当行が全額を弁済し、正当なお取引に回復いたしております。
着 服 の 経 緯	検印主任の立場を利用して、顧客から詐取した預金払戻請求書又は代筆し偽造印を押印した預金払戻請求書を使用して、顧客預金の無断払出やカードローンの無断使用を行うなどして着服しておりました。着服した資金は、自己の借入の弁済に充てておりました。

2．当局への届出等

両事件とも、既に法令に基づく届出を監督官庁に行うとともに、所轄の警察署に通報しております。

3．人事処分

元行員 2 名は懲戒解雇処分といたしました。

関係者については、両事件あわせて、役員 2 名及び本部関係者 3 名並びに支店管理者 15 名の人事処分を実施いたします。

4．再発防止策

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、平成 18 年 1 月に策定した業務改善計画に基づき、法令等遵守態勢の確立に全行を挙げて取り組んでおります。その履行中にこのような事件が発生いたしましたことを厳粛に受けとめ、引き続き内部管理態勢の充実・強化に取り組んでまいります。

以上